

令和7年第2回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和7年2月25日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年第2回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和7年2月25日（火） 午後3時00分から午後3時41分まで	
開催場所	朝霞市民会館ゆめばれす 3階 会議室梅	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和7年第2回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和7年第2回朝霞市農業委員会総会

令和7年2月25日（火）

午後3時00分から

午後3時41分まで

朝霞市民会館ゆめばれす 3階 会議室梅

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

17番 浅川 秀雄 委員 18番 秋山 磨弥 委員

3 提出議案

議案第3号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第4号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見の聴取について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

4 諸報告

（1）報告第2号 会長専決について

（2）その他報告

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋	隆
委	員	橋本	広明
委	員	栗原	昌章
委	員	富岡	勇一
委	員	石原	実
委	員	高野	正芳
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	野島	一
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（1人）

委	員	渋谷	昇
---	---	----	---

事務局

事	務	局	局	長	大瀧	一彦
事	務	局	局	次	長	佐藤 たかみ
事	務	局	専	門	員	山根 浩
事	務	局	主	任		根古谷 哲

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・大瀧事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和7年第2回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日は第2回農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。昨日まで寒波がいたんですが、どこかに行ってしまったのか、今日は一転しまして、暖かくなってきております。今週末あたりは20度を超えてゴールデンウィーク並の気温になるそうでございます。これがずっと続いて春になってくれればいいんですけども、そうもいかず、再来週はまた下がったりするようです。急激な温度変化ではないですけども、まだ春にはちょっと時間がありそうですが、体調の管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、本日も提出議案が5議案ございますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしく願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

17番 浅川 秀雄委員と18番 秋山 磨弥委員のお二人にお願いいたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲り受け人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人は年間のほとんどを農業に従事しており、和光市から取り寄せた農業経営状況調査書においても、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲り受け人の世帯は約1.8ヘクタールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、申請地では柿の栽培を行う予定とのことであり、3年目に収穫する計画であることから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、5キロメートル程であり問題ありません。

以前にも私が調査しましたが、今言った柿の栽培作付ということなのですが、私は柿が専門ではありませんので詳しいことは言えませんが、かなりの間隔で柿が植えてあります。実際、ほかの人が柿を植えているところを見ますと、5メートル、遠くて8メートルくらいですが、譲り受け人の所有地を確認したところ、10メートルに近い間隔で植えられています。

農業従事する方が、ご本人、奥様、娘さんのほか、事務局で確認していただいたのが、義理の息子さんが耕作をしていると。実際に稼働しているのは義理の息子さんなのかなと。それでこれだけの畑を耕作するのはちょっと難しいんじゃないかなと。年間150日耕作していれば、草も生えていないという形を取れると思うんですが、確認したところ、細かい草がいっぱい生えています。自分なりにトラクター

で畝ると、畑の間隔も空いているので草も生えないという形になっています。

決して買ってほしくないという意見ではありませんが、私の意見を述べさせていただきました。

引き続き、申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。まず、内間木公民館を出発して県道を内間木支所方面に120メートル程進み、右折します。その後、約60メートル進んだ左手と、約80メートル進んだ左手に、それぞれ申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第3号につきまして、何かご質問がございますか。

高野 正芳委員。

○高野 正芳委員

耕作者数3人となっていますが、これは譲り受け人の家族が3人ということですか。義理の息子さんという話がありましたが、その人は入っているのでしょうか。

○根古谷主任

今回の3人にはその方は含まれておらず、本人と奥さんと娘さんの3人になっています。

○高橋会長

ほかにご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長

議案第5号につきまして、渡邊 忠委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渡邊委員

農用地利用集積等促進計画（案）の番号1に対する調査は、2月23日に行って来ました。

権利の設定を行う土地の所在、現況地目、面積、農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

意見の聴取依頼に際しては、聴取事項が定められており、当該要件を満たすか否かについて申し上げます。

初めに、農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者及びその世帯員等が、今回の申請地を含めすべて農地を効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められるかどうかですが、現に受け手が権利を有する農地は、すべて耕作等の事業に使われており、認められると考えます。

次に、受け手が必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかですが、受け手は、年間のほとんどを農業に従事しており、また、板橋区農業委員会に依頼した農業経営状況調査においても、年間150日以上農業に従事していることが認められます。

次に、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められるかどうかですが、権利の設定を行う土地では、「にんじん」や「ほうれんそう」を栽培するとのことであり、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められると考えます。

これらのことから、受け手への農用地の貸付は適当と認められると考えます。

申請地の位置ですが、9ページをご覧ください。朝霞第九小学校を出て新河岸川方面に300メートル程進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第5号につきまして、何かご質問がございますか。

栗原委員。

○栗原委員

この■■■に住んでいる方というのはどのくらい畑に行くまでに時間がかかるのでしょうか。そういうのはあまりこの許可には関係ないですか。ほかの時は関係あると思いますが。

○山根専門員

耕作距離ですが、許可に関係はありまして、8.2キロメートルで約25分です。

○高橋会長

ほかにご質問がございますか。

千田委員。

○千田委員

こちらの方は朝霞市内でほかにも耕作しているところはあるんですか。

○山根専門員

こちらの方は練馬と板橋の方にもお持ちなんですけれども、ほとんどが朝霞市で今、利用権設定で借りている方です。利用実績は朝霞市で確認できます。

○千田委員

集積しているということですか。

○山根専門員

集積に近いような形でまとまった位置で耕作されています。

○高橋会長

ほかにご質問がございますか。

須田委員。

○須田委員

お住まいが板橋区■■■ということなんです、耕耘するのにトラクターなどは運

んで来られるんですかね。

○山根専門員

今現在、現地にトラクターが1台置いてあります。そのほかに板橋の方にもトラクターが1台あります。

○高橋会長

ほかにご質問がございますか。

(なし、の声)

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農用地利用集積等促進計画案について農業委員会に対し意見を求められたものでございます。

これまでの説明をお聞きになって、何か意見はございますでしょうか。

(「意見なし」との声あり。)

ただ今、「意見なし」との発言がございました。

今回の農用地利用集積等促進計画(案)については、「意見なし」で決定してよろしいかお諮りします。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、議案第5号につきましては、意見なしとすることに決定いたしました

次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

今後も引き続き農業を行うということです。

次に、特例適用農地の耕作状況について申し上げます。対象の農地は作付け準備中であり、適切に農地を管理していることを確認しております。

申請地の位置ですが、12ページをご覧ください。和光市との市境にある赤池橋を出発して根岸台自然公園方面に向かい、180メートル程進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第6号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を適格者として証明することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第6号につきましては、適格者として証明することに決しました。

次に、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは14ページをご覧ください。

議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

令和7年2月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

膝折町■■■■■■■■■■、畑、畑、321平方メートル

業に従事していたとのことでした。

申請地の位置ですが、15ページをご覧ください。朝霞市役所を出発して県道を膝折町方面に向かい、800メートル程進むと右手にドミノピザが見えますので、その交差点を右折します。そこから約130メートル進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第7号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第7号につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに決しました。

次に、諸報告を行います。報告第2号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、3月25日(火)午後3時からです。場所は、市役所別館5階501会議室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第2回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

17番 浅川 秀雄 委員

18番 秋山 磨弥 委員

令和7年3月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員